

第三十回国会 衆議院 商工委員会 議録 第一号

昭和三十三年十月一日(水曜日) 午前十時三十六分開議

出席委員

- 委員長 長谷川四郎君
- 理事小川 平二君 理事小泉 純也君
- 理事小平 久雄君 理事中垣 國男君
- 理事中村 幸八君 理事加藤 謙造君
- 理事田中 武夫君 理事松平 忠久君
- 新井 京太君 大倉 三郎君
- 岡部 得三君 加藤 高藏君
- 坂田 英一君 關谷 勝利君
- 田中 榮一君 中井 一夫君
- 野田 武夫君 細田 義安君
- 渡邊 本治君 板川 正吾君
- 内海 清君 大矢 省三君
- 勝澤 芳雄君 小林 正美君
- 鈴木 一君 堂森 芳夫君
- 永井勝次郎君 水谷長三郎君

出席政府委員

- 通商産業政務次官 大島 秀一君
- 通商産業事務官 齋藤 正年君
- (大臣官房長) 齋藤 正年君
- 通商産業事務官 小出 榮一君
- (重工業局長) 小出 榮一君
- 通商産業事務官 小岩井康朗君
- (鉱山保安局長) 小岩井康朗君

委員外の出席者

- 国家消防本部長 鈴木 琢二君
- 通商産業事務官 若林 茂信君
- (重工業同車両管理官) 若林 茂信君
- 通商産業事務官 石井 秀平君
- (鉱山局鉱政課長) 石井 秀平君
- 通商産業事務官 樺詰 誠明君
- (石炭局長) 樺詰 誠明君

参考人 松本 學君
 (日本自転車振興会会長)
 参考人 辻松 一君
 (全国戦輪施行者協議会事務局局長)

九月二十七日
 委員保科善四郎君辞任につき、その補欠として野田武夫君が議長の指名で委員に選任された。

九月二十九日
 委員生田宏一君及び黒金泰美君辞任につき、その補欠として細田義安君及び始関伊平君が議長の指名で委員に選任された。

九月二十九日
 鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

九月二十九日
 鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

同日三十日
 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(田中武夫君外十三名提出、第二十九回国会衆議案第一六三号)

同日三十日
 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

本日の会議に付した案件
 国政調査承認要求に関する件
 参考人出席要求に関する件
 鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○長谷川委員長 次は鉱山保安法の一部を改正する法律案、及び鉱業法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、審査に入ります。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

者の集積場等に係る義務を承継する。

3 租賦権の消滅があつたときは、採掘権者は、当該租賦権者の集積場等に係る義務を承継する。

第二十五条の次に次の二条を加える。

第二十五条の二 鉱山保安監督部長は、鉱業権者が鉱区外又は租賦区外に侵掘したことにより保安(侵掘した場所における鉱物の掘採に關する人に対する危害の防止、鉱物資源の保護、施設の保全及び鉱害の防止を含む。以下本条及び第三十六条第二項において同じ)を害し、又はそのおそれがあると認めるときは、鉱業権者に対し、侵掘した場所の閉鎖その他保安のため必要な事項を命ずることができ

る。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令をしようとするときに準用する。

第二十五条の三 鉱山保安監督部長は、鉱山(侵掘した場所を含む)における被災者を救出するため必要があると認めるときは、鉱業権者に対し、必要な措置を講ずることを命ずることができ

る。

第二十七條第一項本文中「第二十五條第一項の下に」、第二十五條の二第一項を加え、同項ただし書中「第二十五條第一項の下に」又は第二十五條の二第一項を加える。

第三十六條第二項中「前項」を「第三項」に改め、「第二十五條第一項」

の下に、「第二十五条の二第一項又は第二十五条の三」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 鉱業権者が鉱区外又は租賦区外に侵掘したることにより保安に關し急迫の危険があるときは、鉱務監督官は、第二十五条の二第一項に規定する鉱山保安監督部長の権限を行うことができる。

3 被災者を救出するため緊急の必要があるときは、鉱務監督官は、第二十五条の三に規定する鉱山保安監督部長の権限を行うことができる。

第四十四条ただし書を削る。
第五十一条中「第四十二条第二項」を「第四十一条、第四十二条第二項」に改める。

第五十五条第二号中「第二十五条第一項」の下に、「第二十五条の二第一項、第二十五条の三」を加える。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に中央協議会又は地方協議会の委員となつてゐる者は、改正後の第五十一条の規定の適用については、この法律の施行の日を選任されたものとみなす。

理由

保安を害するおそれのある侵掘行為及び被災者の救出について所要の措置を命ずることができるようになることと、捨石又は鉱さいの集積したものに關する鉱害の防止を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

鉱業法の一部を改正する法律案
鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。
第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二 通商産業局長は、第五十五条の規定により採掘権の取消をした場合において、その取消の日から六十日以内に、その採掘権の目的となつてゐた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願があつたときは、その取り消した採掘権の鉱区に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第九十一条第一項中「若しくは」を削る。
第九十一条第二項中「前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」を「前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」に改める。

第九十一条第一項中「三年」を「五年」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

附則
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

理由

採掘権の取消の後における新たな鉱業権の設定の出願の取扱を合理的にするに關し、鉱物の盗掘又は侵掘に關する罰則を強化する必要がある。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

理由

採掘権の取消の後における新たな鉱業権の設定の出願の取扱を合理的にするに關し、鉱物の盗掘又は侵掘に關する罰則を強化する必要がある。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

理由

採掘権の取消の後における新たな鉱業権の設定の出願の取扱を合理的にするに關し、鉱物の盗掘又は侵掘に關する罰則を強化する必要がある。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分を媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

理由

採掘権の取消の後における新たな鉱業権の設定の出願の取扱を合理的にするに關し、鉱物の盗掘又は侵掘に關する罰則を強化する必要がある。

第二は、保安を害するおそれのある
侵入があつた場合に、保安のため必要
な命令を出すことができるよう規定を
置いたことである。御承知のよう
に鉱業権者が鉱区外または租鉱区外に
侵入する行為は、鉱業法違反の行為と
して、当然鉱業法により取り締まられ
るべきものであります。このため鉱山
保安法においては、侵入に関する保安
について何ら規定するところがなかつ
たのであります。現実には侵入により
まして重大災害の発生をしております
ので、鉱山労働者の危害防止の見地か
ら、鉱山保安法を改正いたしまして、
保安を害し、またはそのおそれがある
ものにつきましては、原則として鉱山
保安監督部長が、急迫の危険がありま
すときは鉱務監督官が現地において、
侵入の停止、侵入した場所の閉鎖等保
安のため必要な命令を発することがで
きるようになしたわけでありました。

第三は、鉱山における被災者の救出
について必要な命令を出すことができ
るよう規定を置いたことでありました。
不幸にして鉱山労働者が落盤、出水災
害等により坑内に生き埋めになりました
た場合において、中小鉱山の中には、
資力不足等のため適切な措置が講ぜら
れない場合もありますが、かかる場合
には、直ちに被災者の救出のため必要
な命令を出すこととし、万一鉱業権者
が命令に従わない場合には、行政代執
行法の規定によりまして国がみずから
または第三者をして救出作業を行わせ
ることができるようになしたものであ
ります。

以上がこの法律案の要旨であります
が、鉱山災害の防止のためには、この
法律の改正を行ふほか、この法律に基
づきまして鉱業権者及び鉱山労働者の
順守義務等を具体的に定めております
各鉱山保安規則につきまして相当思い
切った改正を行ふべくたゞだいま検討い
たしてある次第であります。

何とぞ御審議の上御賛同あらんこと
を切に希望する次第であります。

次に鉱業法の一部を改正する法律
案につきまして、その提案理由及び法
律案の要旨について御説明申し上げます。

鉱業法は、鉱業に関する基本的制度
を定めて、鉱物資源の合理的開発をは
かることを目的として昭和二十五年十
二月に制定されたものであります。こ
の現行鉱業法の骨子となつておりま
すところの鉱業権制度及び鉱業の実施
に対する監督措置等の規定は、明治三十
八年に制定された旧鉱業法の規定をほ
んどそのまま踏襲したものであります
。従つて、この鉱業法は、高度に発展
し複雑化した現在の社会の実情に照ら
し、相当検討を要する部分も見受けら
れるので政府といたしましては、でき
る限りすみやかに鉱業法の本格的な改
正をいたすべく目下その準備を進めて
いる次第であります。

次に本法律案の要旨を御説明申し上
げます。

第一は、鉱業権者が鉱業案によらな
いで鉱物を掘採したとき、保安命令に
従わないとき等においては、その鉱業
権を取り消すことができることとなつ
ておりますが、その鉱業権の取り消し
をした場合は、その区域に取り消され
た鉱業権者が再び鉱業権を取得するこ
とを極力避けなければなりませんの
で、鉱業権の取り消しがあつたとき
は、取り消しの日から六十日間は、そ
の地域に取り消された鉱業権と同種
の鉱物の掘採を目的とする鉱業権設定
の申請があつたときは、これを許可しな
いこととしたのであります。

第二は、通商産業局長が、鉱業法の
規定による命令または通知をする場合
に、その相手方が知れず、または所在
が不明であつて命令または通知を相
手方に送達することができないとき
は、公示送達をすることができるとし
て、公示送達をすることができると
なつておりますが、この規定が適用
される場合は限定されておりますの
で、この規定の適用範囲を拡張して、
鉱業権の取り消しをしたとき、または
鉱業権設定の申請の不許可もしくは却
下をしたとき等にも公示送達をするこ
とができることとした次第であります。

第三は、最近、特に九州において石
炭の盗掘について取締りの強化が要請
されておりますと同時に、鉱山災害も
鉱区外に侵入した所で発生するとい
う事例も見受けられるに至つておりま
すので、別途鉱山保安法の一部改正を行
うとともに、鉱業法の立場からもこれ
らの盗掘、侵入の防止をはかるため
の罰則を強化することとし、また新た

に、盗掘によつて得られた鉱物を運
搬、保管、有償もしくは無償による取
得または処分のあることをした者に對
しても刑罰を課することとしたしまし
た。

以上が鉱業法の一部を改正する法律
案の主要な内容であります。

何とぞ御審議の上御賛同あらんこと
を切望いたす次第であります。

○長谷川委員長 以上で両案の趣旨の
説明は終りました。
本件についての質疑は後日に譲るこ
とをいたします。

○長谷川委員長 次に、競輪等の施行
に伴う弊害の排除に関する件につ
いて、調査を進めます。

この際、参考人出席要求の件につ
いてお諮りをいたします。
本件の調査のため、日本自転車振興
会会長松本學君及び全国競輪施行者協
議会事務局長辻松一君の両君を参考人
とし、御出席を願うことといたしま
すと存じますが、御異議ございません
か。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、
そのように決めます。
なお、ただいま決定をいたしました
両参考人の方には、あらかじめおい
で願つておきましたので、所定の席に
御着席を願います。

参考人の方には、御多忙中にもか
かわらず御出席下さいまして、まことに
ありがとうございます。

なお本件につきましての先般の委員
会における調査の中で、二割五分の配
当配分方法についての参考人の御発言
は明確を欠く部分がございますが、

同問題につきましては、施行者側より
御答弁願うことが妥当と考へられま
す。この点につきましては、重工業局
長より説明をお願いいたし、なお提出
した資料につきましても、あわせて御
説明をお願いいたします。小出重工業
局長。

○小出政府委員 ただいま委員長から
お話ございましたように、お手元に
配付いたしました資料と、それに
関連いたしましたして、前回松本参考人
に對しまして御質問がございました点に
つきまして、いわゆる二割五分配分の内
容等につきましても資料がその中に
入つておりますので、一括して御説明
申し上げます。

競輪関係につきまして、本日お配
りしております資料は、通産省からお配
りしておりますのは四種類でございます
。一つは競輪場内整理員に関する
調査報告、それから競輪の經理に關
する調査報告、それからそれに関連する
参考資料、最後に昭和三十三年、三十
三年度の特別競輪益金の配分に関する報
告書、この四種類が出ております。特
別競輪の問題は別といたしまして、最
初の三つにつきまして、逐次御説明を
申し上げます。

まず第一に、競輪場内の整理員に關
する実態の調査でございますが、競輪
場内整理員に関する調査報告という資
料がございますので、それをまずごら
ん願うかと思ひます。

に対します交付金でありまして、自転車競技法第十条第二項の規定によりまして交付されます、言いかえますれば競輪の実施の委任に伴います諸経費に充当するものであります。その総額は約八億八千万円、車券総売上額に對しましては二・三八%ということでありまして、こういふようなことでありまして、その後さらに内訳としましては、競輪の開催経費として約四億七千万円、経常経費として約三億七千万円、その差額の三億九千万円は指定準備金として積み立てられております。この指定準備金と申しますのは、何か不測の事故によって競輪の開催が不能になったというような場合に備えまして、大体開催経費の一月分、経常経費の二ヶ月分を限度として積み立てることになっております。

最後に第五番目といたしまして、施行者の現金取扱い事故に伴います支出が百五十万円、これは車券総売上額の〇・〇一%に当ります。以上のようになすの内容のものが二五%に相当する金額の支出の内訳でございます。

そこで、さらにその差額の約三十六億四千万円というのが残るわけでありまして、これは車券売上額の九・七%に当ります。一割弱でございますが、これが施行者の純収入になるというところになっております。従いまして入場料収入の約四億三千万円を加えました合計四十億七千万円というものが施行者の純収入の合計になりまして、これは売上高の約一割に相当するわけでありまして、この収入は、さらに各地方自治体においてそれぞれの用途に使用されておるといふことになるわけであり

ます。自治体の収入になっておるわけでありまして。以上が昭和三十三年下半期の実績であります。

これに對しまして、先ほど申しましたように、制度が変更された以前の昔からの、昭和三十三年度から三十二年度末に至ります間の実績を累計したものが、もう一つ別の参考資料という表に比較して載っております。この参考資料をごらん願いますと、二十三年度から三十二年度までの十年間におきます車券の売上総額は四千七百四十六億円でございまして、これに對する施行者の純収入は約四百三十四億円で、売り上げの九・二%に相当いたしております。

それではこの施行者、主として地方自治体に入りまして収入というものは、どういふふうに使われたかということにつきましましては、この参考資料のFという表に競輪収益使途状況というのがございまして、要約して申し上げますと、住宅建設に約九十八億円、純収入の二二・六%、学校建設に百十九億円、二七・五%、土木関係復興事業等に六十八億円、一五・八%、公共施設、社会福祉施設に三十三億円、七・八%、中小企業あるいは農業、商工業の振興に十四億円、三・二%、失業対策に十八億円、四・三%、競輪場の建設、補修費に二十八億円、六・五%、その他一般会計に對する収入として五十億円、一一・六%、それからオリンピック及び社会福祉事業に二億九千万円、一・九%というところになっております。またこの十年間に自転車その他機械関係の振興費として支出されました金額は合計約四十八億円でございまして、その

うち自転車産業それ自体の振興費といつたしましては約三十二億円で、自転車以外の機械工業の振興費として約十六億円で支出されておるわけでありまして。

以上が、簡単にございまして、配付資料に基きまして、前回松本参考人に對して御質問がございました点につきまして、通産省といたしまして調査をいたしました御報告でございます。

○長谷川委員長 次に質疑に入ります。本件の調査のため、本日はただいまの参考人の方々のほかに、大島通商産業省政務次官、鈴木国家消防本部長、小出重工業局長が出席をされております。

○田中(武)委員 まず最初に松本参考人にお伺いしたいと思つて、本日まで来ていただきました大へん御苦勞さんですが、この前にお伺いしたいと思つて時間がなかつたり、その他のことのできなかつた点についてお伺いしたいと思つて、松本参考人はこの前参考意見を述べられる際に、ガラス張りの中に入れるように大へん苦勞した、こゝろいふ趣旨の意見を述べられておられるのです。そうしますと、昨年あなたが振興会長になられる以前にはガラス張りでなかつたようなことがあつたので、それをガラス張りの中へ入れるために苦勞したのだ、こゝろいふように思ふわけなんです、それでそれ以前にはガラス張りでなかつたような事実があつたのか、あるいはそれをガラス張りの中に入れるために具體的にどのような苦勞をせられたか、あるいはどのような信念、どのような理念の上に立つて苦勞をせられたか、

今後はまたどのような具體的な問題について指導したいかとしておられるのか、この点についてお伺いいたします。

○松本参考人 私が日本自転車振興会の会長になる前の段階において何か不明朗なことがあつたのか、その意味においてガラス張り、または明瞭にしなければならぬという意味で、この前御答弁した、そうではないか、というお尋ねであります。元來連合会当時におきまして、また地方の振興会においても、さういふ事実があつたと私は認めておりません。明瞭を欠くというよりなことは無いと思つて、ただこの前にも申しましたように、世間とかく何だか不明朗である、あるいは極端な言葉で言へば、伏魔殿であるというふうな批評とかく起きておるのであります。事実さういふことはなかつたのであります。どうもこゝろいふ業態において誤解を起されやすいものでありますので、將來はどこまでも明瞭にしていかなければならぬ、さういふ意味において申し上げたことではあります。具體的に申し上げますと、經理の面において不正がございまして、不正を行つたことをどこまでも防いでいかなければなりません。また經理の上において最も合理的にやつていかなければならぬ、さういふ意味において、私がどこまでも明瞭な、ほんとうにガラス張りに入つたような經理をやつていかなければ、こゝろいふ業態で、とかく世間から批評を受けやすいのでありますから、さういふ意味において、私は自分の覚悟を申し上げたわけであり

○田中(武)委員 それじゃ議事録をちょっと読みませう。この前に、途中からですが、「どういふふうにしてこの經理を最も適正明確にするか、これは私は非常に苦心をいたしました、今日よりやくガラス張りの中に入れてやれるというふうな經理ができるようになった。」こゝろ言われておる。今日よりやくガラス張りの中に入れてやれるようになった、こゝろ言われておる。今日よりやくガラス張りの中に今日よりやく入れることができた。さういふことからあなたは非常に苦心をしたと言われたのですが、どのような気持ちで、どのような具體的な苦心をせられたか、そのことを具體的に伺ひしておるわけなんです。

○松本参考人 私は具體的にどういふ事実があつたから、不明朗な事実があつたから、その一つ一つを改めるという意味において申し上げたものではなから、何があつてもすぐに何か疑いをもつて見られるような業態にあつた事情でありますので、どこまでもこれは明瞭にしていかなければならぬ。でありますから、何か一つの事実があつてそれを改める、こゝろいふようなことでなく、私が今日自分の主観において、自分が信じて、自分が今後やつていく方針として、どうやらガラス張りに入れることができるような状態に自分が置き得るといふ自信を得た、こゝろいふ意味のことでありまして、さういふ

御了承を願っておきたいのであります。

○田中(武)委員 そろそろと、まあ非常に苦心をしたと言われているが、これはいわゆる気持の上の問題であつて、具体的にこのような苦心をしたというふうなことはなかつたわけなんです。今日ガラス張りの中によろやく入れるようになった、こう言われておられるが、私はまだガラス張りの中に入っておられると思わないわけなんです。

そこでそれでは若干日本自転車振興会の予算についてお伺いしたいと思つて、日本自転車振興会の予算は、私の知るところにおいては、間違つておつたら数字を訂正して下さい。昭和二十五年当時、競輪場の数が五十八カ所、職員が六十名、そのときの予算が三千六百万円でありました。ところが、三十三年、本年度になりますと、競輪場の数が六十カ所と二つふえて、職員が倍の百二十名になっております。その予算は、先ほどちよつと半期のやつを見ましたが、一年で一億八千万円と上つて、昭和二十五年から三十三年のこの間に、職員が倍になるような仕事の量が具体的にどういふ面であつたのか、そして予算の面において約六倍、五倍幾らというふうになつておられますが、どういふ理由からそのように予算が膨張したのか、一つガラス張りの箱の中で説明していただきたい、かように考えます。

○松本参考人 昭和二十五年ごろと申しますと、競輪が始まって二年たつたところでありました。従つて、まだ競輪場の数は相当ありましたが、仕事の上面において十分の整備もできず、いわば

創業当時であつて、十分に整備ができていないときではないかと私は思つております。従つて、その当時における予算と、今日十年たつて、数こそそれほどたくさんふえていませぬが、仕事自体において、また競輪がこれほど盛んになつておるといふ情勢から考えましても、今日においては、その率が多い少いは別として、ふえざるを得ぬと思つておられます。相当額の予算が増額するのは当然なことではなからうかと思つておられます。同時にまた、職員の数なども、今申し上げたような理由において相当増加せざるを得ぬ情勢ではないかと思つておられます。そういうふうな意味において、率が増つたといふことの適否は別として、当然ふえるべきものである。また仕事自体において、これだけだんだん盛んになり、整備された競輪の運営において、人の手も要するし、また事業そのものも相当ふえておるのであります。そういう意味において増額されておる、かように信じております。

○田中(武)委員 二十五年から比べ、すべての点でふえるといふことは一応うなづけるのです。ところが五倍以上にふえておる。ところが競輪場の数は二カ所しかふえていない。売上金は二・三倍にふえておる。それに職員が倍になつておる。これはいろいろと昭和二十五年ごろよりやることが多かつたので、ふえたとおつて、よく見てみますと、予算のふえ方があまりにも多いのじやないか。人件費だけを見ても、月に三百万円といふ人件費である。百二十人の人が三

百万円の人件費です。そうすると、一般の賃金労働者の平均賃金をいふ上回つておる。しかも名だけの役員たちもたくさんあつて、報酬だけをとつておられる人が相当あるのではないか、こういうふうな点も思つておられる。三百万円の人件費の内訳を一つ明確にしていただきたいと思つておる。

○松本参考人 たいがい私が申し上げたことで、ある程度は田中委員の御了承を得たように思つておられます。これは総額において相当の数がふえ、その率が増つておる、これは当然のこととは別として、これは当然のことだと思つておられます。ただいまの話の人員費の例を申しますと、この仕事は、私が考えますのに、人の手というものがほとんど要素のようになっておる。製造会社とか何かのようには、原料とか、あるいは工場の費用、設備費とか、あるいは工場に必要の人を要する上においては、結局運営する上で、どうしてもそういう業態のものには人件費がパーセンテージからいつてもと高く高くなるというのではないかとおつておられます。現在人件費のパーセンテージが支出総額の三九・幾つでしかたかになつておられます。これは私はほかの業態から見れば人件費が非常に多いのじやないかといふことになつておると思つておられます。これは今申し上げたような意味において、またやむを得ないことじやなからうか、かように考えておるのであります。

○田中(武)委員 私の聞いておることとちよつとはずれたと思つておられます。競輪の事業の最終的監督の立場にあられる

る通産省として、具体的にどのよう監督をせられたか。そのためにはある程度出張その他が必要だと思つておられます。従つて通産省では競輪の監督のため予算が幾らあるか、それはどういふ項目によつて作られておる、どれほど実質において使われておるか、それをお伺いします。

○小出政府委員 御承知のように通産省にいたしましては、本省の重工業局の中に車両管理官という、課長と同じ性質のものでございまして、管理官がおりまして、ここに職員がおります。この全体の人員費はもちろんだらうございませぬけれども、そのほかに各地方の通産局、これが第一線の監督をいたしておられます。それは大体各通産局の商工部の中、ところによりましては重工業課あるいは商工課といふようなところでやつておられますが、特に競輪の監督のための特別の予算をいたしましては、それぞれ現場に出張したり何かいましては、それが平均して一人一百万円を計上しておるといふことであ

○田中(武)委員 一人一百万円で何人おられますか、総計幾らになりますか。

○小出政府委員 先ほど申しました人頭割の旅行費は、本省におきまして一人年約一百万円、それから補足いたしますが、通産局においては特別旅行費として総計十五万円程度の旅行費がございまして、それから人員でございまして、本省におきましては、車両管理官以下特別にそれに専念いたしております職員は十二名であります。それから各通産局におきましては、先ほど申しました商工課とか、そういうふうなそれ

ぞれの所管の中で、特に競輪の事務を取り扱つておられます者が、平均いたしますと二名という程度でございまして、

○田中(武)委員 最終的な責任を持ち監督をする通産省で、ただいまのお話ですと、年間の競輪監督のための予算が十五万円、自転車振興会の予算の月額が人件費だけで三百万円、こういうところにも私は問題があると思つておられます。次にお伺いするところが大体おわかりだと思つて、よろしいか、通産省のお役人が地方へ出張するときに、旅行費が自転車振興会から出ておる。行つた先の地方の自転車振興会が接待をする。従つてその人たちはほとんど自分の金は使わない。しかも自転車振興会から出たところの旅行費も使わずに済むといふような実情があることを聞いておられるが、そういう点についてはいかがでございませぬか。

○小出政府委員 先ほど各地方通産局の競輪監督のための特別旅行費が十五万円と申しましたが、御承知のように通産局はそれぞれ全国八つのブロックに分れておられます。本省から出張する場合は違ひまして、割合に距離的にも近いわけでありまして、もちろんその旅行費がそれで十分であるとは考えておられませんけれども、それでまかない得る範囲内—予算でありますから、予算で縛られておられます範囲内で事務をせざるを得ないのは役所の通例でございまして、ただいま御指摘のような事実はないと私は考えておられます。

ができるはずがない。そこに、私こ
数回の質問を通じて言っていること
は、二十五年に通産省から経理その他
についての強い通牒を出しながら、
それが何ら実施せられていない。八年
間一体通産省は何をしておったのかと
いうことが私の質問の重点です。今の
ような人件費あるいは監督に関する予
算ではできないのが当然です。しかも
今申しましたように、行った先とか、
行くときに当って振興会等々からそう
いうものが出ておるといふようなうわ
さがあるだけでも、そんなことで監督
ができないのは当然だと思ふ。

次に松本さんに就いて質問をし
ます。今私申しましたが、この人件費、
旅費等の問題を掘り下げれば、おかし
な問題が出てくると思ふ。やれとおっ
しゃれば、委員長の許可をもらってこ
れだけでも相当やれると思ふ。しかし
ながらそんなことを今さら言つても仕
方がないから、十分気をつけてもらい
たいと思ふ。去年の十月に日仏交歓競
技ということで、フランスの選手を七
名こちらへ招いて、各地で競技してお
ります。あなたは、そのときの接待委
員長をやっておられたということであ
る。違つておたら、接待委員長がど
なたであるかお伺いいたしますが、そ
のときの費用が、私の調べたところ
は二千万円使つておる。一体どうい
う金はどこからどういふふうにして出
たのかということが一つ。さらに私の聞
いておるところでは、これらの選手が
各地を回つた際、行き過ぎた接待ぶり
というか歓迎ぶりというか、神聖な当
委員会においては口にするのでき
ないような事態があつた。すなわち屈
辱的外交、スポーツの冒瀆、こ

政府と日本の政府とが、ちゃんとはつ
きり話をきめてできたことであ
ります。その委員長に私はなつた。これは
御承知の通り、四十日間十四の競輪場
で実行したのでありますから、相当の経
費が要るわけでありまして、今正確な数
字を覚えてませんが、約一千万円くらい
かかつておるよりに思つておられます。
今御質問の要点で、フランスの選手
を地方において接待し過ぎて、彼らに
ひんしゆくを受けておる、こ
とでありましたが、実は私の聞いてお
るところでは、フランスの選手が非常
に規律正しい。従つてほとんど酒も飲
まぬといふふうな状況で、日本の選手
にしても、これを学ぶべきところだと
申しておるくらいで、選手そのものが
そういうふうな供応を受けてというこ
とは、事実なかつたろうと思つてお
ります。それから、実はフランスの選手
は日本の競輪といふものを初めて見ま
して、この制度こそ自転車競技を盛ん
にする一つの大きな手段であるから、
われわれが帰つたならば、フランスに
おいてもこの制度を取り入れようと思
つて帰つておるのであります。
最後に、デンマークとかその他か
ら、フランスの選手が来て非常に接待
されたから、日本は競輪王国だから交
歓競技を申し入れたというお話であり
ましたが、さういふ事実はないのであ
ります。それはおそろしく、私が競輪制
度を海外に進出させようといふ努力を
いたしておるもので、現在デンマー
クにおいては、小さい規模であります
が日本の競輪と類似したことをや
つておるのであります。そこで今度フラン
スに日本の選手を送るということが、
今の文化協定のワケ内のことでありま

言葉で表わしておきましよう。もしど
ういふ事実があつたか聞かせるとい
うことなら、委員会を秘密にし、こ
ういふことをやつたといふことを申し上
げましよう。従つて、フランスから来た
人たちは、あまりにも日本の競輪界が
金回りのいいのに驚いた。なぜこんな
に金回りがいいのか。そこで帰りまし
たフランスの選手たちがさういふ話を
したのであります。今文部省へフ
ランスあるいはデンマークその他か
ら、盛んに交歓競技として日本へ招待
してもらいたいといふ申し入れがたく
さん来ておる。フランスあたりでは、
こんなに競輪界は金が回らないのに、
なぜ日本はこんなに金回りがいいの
か、日本は競輪王国だと言つて、帰
つて喜んでおるさうだが、そのときの
態について御説明願ひたい。

○松本参考人 昨年の十一月だつた
と思ひますが、四十日間、十四の競輪場
において、フランス選手六名を招いて
日仏の競技をいたしましたのであります。た
だいまお話を通りでございます。実は
これはその前年の八月ごろに、私がフ
ランス大使と会いまして、日仏の文化
協定のワケ内において、御承知の通
りフランスという国は、自転車競技に
おいては世界第一の国でありますから、
日本の自転車競技を大いに盛んにする
意味において……

○田中(武)委員 焦点をぼかすに、
私の質問したことを答えてもら
たいと思ひます。

○松本参考人 前提としてそのことを
申しておくのであります。さうい
う意味においてできたものであります。
これは文化協定のワケ内においてでき
ております。でありますから、向うの

すがありまして、その調査と、それか
らデンマークの競輪はどういふふうな
やり方をしているか、日本の競輪に非
常に参考になるし、将来大いに連携を
とるといふ意味において調査をさせる
ことにいたしました。その調査ができてお
ります。従つて、さういふようなこと
から話が出ておると思ひますが、まだ
デンマークとかそのほかの国から、ど
こからも交歓競技を希望して参つてい
るところはないのであります。

○田中(武)委員 あなた、さういふ答
弁をされると言わざるを得ないです
よ。委員長、これは一つ速記をとめ
てもらつて下さい。今から私が言
うことは、この神聖な委員会では、ちよ
つと言えないようなことを言わねばなら
ぬといふことになるのですが……一
千万円と言われたが、私が承つたの
は二千万円です。その金がどこから出
たかといふことをあなたは言われてい
ない。デンマークやフランスから申し
入れがあつたといふことは、文部省に
来ておるといふこともあなたはお
しやらない。それから、私の言つた屈
辱外交、スポーツの冒瀆のような行為と
いふことは、これはちよつとここでは
言えぬわ。言つたら私の顔が赤くな
る。何なら当時通訳を勤めた薩摩某な
る者を証人として呼びましようか。そ
の金がどこから出たのか、今さらあな
たはさういふことがあつたとは言えな
いだらう。まじめであつたと答弁され
ることはいいでしょうが、その金の出
どころだけ一つ言つて下さい。

○松本参考人 十四カ所の競輪場に資
金を仰いでおります。さういふよう
な輸出によつたので、資金源はさうい
うところにあるのであります。

○田中(武)委員 どうもさういふこと
では抽象的だからぬ。どこから幾ら
といふようなことではないと……。一千万
円か二千万円か知らないが、私は二千
万円使つたと聞いておる。六人の人が
十四カ所回るといふ、二千万円といふの
は大き過ぎると思ふ。それがどうい
うところに使われたかといふことは、言
わずとわかつて思ひます。
大臣はいないが、次官とか通産局
長、どうです。これでガラス張りの経
理だと思ひますか。委員会に参考人とし
て来て、経理がガラス張りだなんて大
きなことを言えるか。さういふことを
言うなら、何ほでも事実があるからあ
げていきますよ。だがさういふことを、
あなたが参考人として来てもらつて、
私がかんが言つてみたつていかぬの
で、今後どうやっていくかといふこと
を聞きたい。あなたはこの間の当委員
会における発言で、最後に、地方の振
興会に対しても十分に指導して、い
くさういふ意味で申し上げましたと言
つておる。今後どういふふうな理念の上
に立つて、具体的にどのような指導を
していきたい、どのような面を改めてい
きたいと考えておられるか。さういふこ
とについての強い決意を一つお伺い
いたします。

○松本参考人 ただいまの日仏交歓競
技の経費は一千万円であつたと私は
思つておるもので、さういふ御了承を
願つておきます。金の出所は、今申
し上げました十四の競輪場と、その他
の関係の方面からも出ておるのであり
ます。

それから地方の振興会の指導のこと
であります。先刻も申しました経理
の問題につきましては、あくまでも経

大会後援の特別競輪が何日、社会福祉事業後援のための特別競輪が何日以内ということをきめました。そうしてその開催によりまする純益は、全部離出する。そこで離出された純益の配分につきましては、関係官庁、関係団体等で構成する特別委員会が、お手元の資料にごさいいまする全国競輪施行者協議会——会長は東京都知事でごさいいます。そこに委員の名前を書いてごさいます。そこに委員の名前を書いてごさいます。私がこの委員といたしまして出席をいたしました。ここに掲げております委員は全員出席いたしました。

○田中(武)委員 それでは、国会の附帯決議の社会福祉事業、公共施設、こゝろの二から四までをながめた場合に、その基準に適切に合っていると考えられるかどうか。なおそれを交付するときに、たとえば消防協会に交付せられる場合、交付を受けた消防協会がその金を何に使うかということまでも知った上で出されるのか。ただ消防協会なら消防協会に五千万円の金を渡せば、それから先はその割当を受けたところが勝手に使っていくということになっておるのかどうか。渡すときに、それをどういう目的に使うかということを知った上で出されるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○小出政府委員 お答えいたします。特別競輪益金の配分に関しては、先ほど申しましたように、まず各方面から助成の申請と申しますか、希望を受けられるわけです。そして申請者と該当者、申請の助成の内容、どういふことに對して助成してもらいたいという希望事項と、それからどれだけの金額を助成してもらいたいというのを附帯

資料をつけましてとるわけでありまして、従ってその助成の内容については、もちろんあらかじめ承知してあります。それから出しましたあとで、今度は特別競輪益金の寄付先並びに寄付金額決定に関する件を、東京都知事つまり会長から報告を受けまして、その後において具体的に、個々の団体なり協会なりが、どういふふうにならうかというところを、それぞれのことからさらに報告をとることになっております。

○田中(武)委員 それでは、一つ焦点を消防協会にしほって申しましょう。あなたはそれが何に使われるかということも、もちろん知った上で渡したわけですね。そうすると、消防協会が五千万円をビルの建築に使った、すなわち消防会館の建築に使った、そういうことを承知して出されたのか。消防会館——なるほど全国の消防団員が来て泊まるかというふうなことがあるかと思ひますが、それはおそらく一部の人のための利用にしかなくていいのじゃないかと思ひます。これが防火、消防の設備に使われるなら公共施設と言へると思ひますが、ビルの建築費に出した、しかもそのビルの使用は一部限定せられた人のみにしかおわらない、そういうことを承知でやられたのであ

るのか。もう一つ、先ほど一般に告知しない、従つてこの内容を知る者が早耳によつてかかげることによつて金を取るといふこと、消防協会へ出た金のいきさつを調べたならば、昨年自動車競技法及び特別競輪法改正に當つて、当時委員をしており、現在はおりませんが、その人が質問か何かの中で、た

とえば消防という言葉を使ったことを利用して——名は差し控えますが、財界の大物といふますか、大タスキが掛けていって五千万円とったというところを聞いておるが、そういう事実について、あなた方は知りながら出したのかどうか。しかも、消防本部から見えておりますからその方にお伺いいたしますが、消防協会と国家消防本部との関係、及び消防に金を出すのならビルに金を出した方が適当と思ひますか、それとも防火、消防施設の方へ回していただきたいと考えておるのか。現在各地方の消防、防火施設は、どのような状態であるのか、この点について双方から御答弁を願ひます。

○小出政府委員 私にお尋ねの分につきましてはお答えをいたします。消防協会に對して三十三年度の配分は決定したのであります。もちろん先ほど申しましたように消防事業に對する補助金の交付申請が出ておりました。その申請の趣旨の中に、消防会館の建設工事といふことは書いてあります。また消防会館の必要性なりあるいは資金需要等につきまして具体的な内容が出ておりますので、そういうことはもちろん承知いたしております。ただ先ほど申しました、国民全般に對する周知徹底の方法に對するお尋ねがございましたが、最初申しましたように、社会福祉あるいは公共施設といふことであります。厚生省関係が一番主でございますが、そういう社会福祉なら公共施設関係を所管しておられます官庁におかれましては、もちろん関係の方面に十分周知徹底をされてお

るものと私は考えております。それで私はもちろん特別競輪委員会の委員として出席したわけでありまして、その委員会の論議の内容等につきまして、それは会長であります東京都知事のお許しをしなければお答えいたすことはできませんけれども、もちろんその配分先の内容につきましては、それがこの特別競輪益金の使途、配分の趣旨に合致するかどうかということにつきましては、幹事会さらに委員会において十分な論議を尽くした上で決定したものであると考えております。

○鈴木説明員 消防関係のことにつきまして私からお答え申し上げます。消防会館の建設は、全国二百萬の消防団員のみならず消防関係者多年の要望でありました。虎ノ門の消防会館の建物は、まことに粗末な狭い、バラックで、消防協会の各種の事業をしますには、ほとんど役に立たないという状況でございます。消防協会といつた場合は、二百萬人の消防団員の教養訓練に使用するために、あるいは会議その他開催のために、ぜひとも会館が必要だといふことで、多年要望しておつたわけでございますが、たまたまこの競輪の方から寄付金がもたらえらうことと、消防協会が昨年十月に着手いたしました消防会館の建設が非常に基金難でございますので、全国消防のためぜひとも一つこの寄付金をいただきたいといふことで、申請を出すに当りまして、私どももそれはまことにけっこうなことだといふことを内申をいたしました。通産大臣並びに競輪施行者協議会の方に内申をつけて出したような次第であります。

地方の消防のことでございますが、これはすでに御承知と思ひますが、必ずしも十分な施設ではございません。十分な施設でないといふよりも、むしろ市町村の消防の施設といふものは全国的に不足をいたしております。そのために国庫から一部補助を出してありますが、三十三年度の例を申し上げますと、国庫から五億五千万円の補助金を市町村に對して出しております。その補助の対象はポンプと水の関係、それから通信機械、この三種に限っておりますが、もちろんもつと各種の消防機材について補助も出したいといふふうに、われわれ事務当局としては考えております。しかし今後とも市町村と協力いたしましたして、市町村の消防施設の十分な強化といふことには努力していきたい。国庫もまたできる限りこれに応援をしたいといふふうにわれわれ消防当局といたしましては考えておる次第でございます。

○田中(武)委員 重工業局長みずからがその目的を知つておつて、その会議に参加して出した、こゝろのことなら何をか言わんやであります。しかし今国家消防本部長が答弁したごとく、地方の各都市、その他においては消防施設が不十分であるといふことはもう明らかだ。ビルを建てても、このビルによつて火事を消すことはできません。しかも地方に於ては消防施設のお粗末なところから、特別な目的税を作らうといふふうな——これは自治庁等にも考えがある程度あるのではないかと申つておるような時期に、消防防火施設のために出すのならば、ビルを建てて五千万円の金を、しかも

ける発言を理由にしてそれを善き上げ
た、しかもその人は胸をたたいて俺に
まかしておけというのがどうも癖のよ
うですが、消防会館を建設するに當つ
て——私もかつては消防団関係をやつ
ておりましたが、消防団全体から幾ら
やれ、俺は一億円を用意してある、言
胸をたたいたのです。もうこれ以上言
わなくても、この特別競輪益金の分配
法を一つ考えても不明朗である。しか
もこれが一般に告知せられないとい
ことはもつてのほかだ。しかも現在わ
れわれが見た場合、たとえば原水爆の
被害によつて十三年このかた、まだ苦
しんでおる人たちの救済とか、あるい
は社会福祉施設、いろんな方面に出す
べき場所はあると思う。ビルを建てる
金に出すべきではないと思う。従つて
今後競輪の特別益金の分配について
は、一般に告知の方法を講じ、分配に
當つての一つの基準を設け、この基準
によつて広く行きわたるよう、一千
万円単位で分けるというよりなことで
なく、一千万円どころか、その十分の
一、百万円もらつても、今もつともつ
と大きなことができるというよりな施
設はたくさんある。そういうところへ
出すように考えてもらいたい。そうで
ないことについて今後どのような決意で
臨むか、私が言ったようなことを実施
する用意があるか、重工業局長にお尋
ねいたします。

○小出政府委員 先ほども申し上げま
したように、この特別競輪益金の分配
方法を出すに当りますが、まず申請を
とるわけでありまして、まず申請を
当りましての周知徹底が必ずしも十分
では、さらに今後工夫をして参りた

いと思ひますが、社会福祉関係の諸
官庁におかれまして、あるいは公共施
設関係の諸官庁におかれましては、関
係方面に相当周知されておつたのは
ないかと私は想像をいたしておつたの
であります。もし足りない点があれば
ば厚生省なり、あるいは関係省におお
願ひいたしました。そういうよりな方
法をとつて参りたい、かように考えま
す。

それから消防協会、消防会館とい
ものが、他の社会福祉施設に比べて、よ
り公共的であるかどうかという点の御
議論であります。特別競輪益金の使
途委員会といたしましては、出てしま
い方法はないわけでありまして、これ
をやめて、こういう申請を出せとい
うことまで指導するわけには参らないわ
けでございます。出てきましたもの
が競輪の益金の配分の基準に照して誤
まりがないかどうかという点にポイント
を置きまして議論をいたしたわけで
あります。私はその委員の一人といた
して議論をいたしたわけでありまし
て、私が決定したわけではございませ
ん。

○田中(武)委員 この競輪特別益金の
分配については十分趣旨を明らかに
し、そうして一般に告知をし、広く希
望を募り、そうして国会の附帯決議の
趣旨にのつとつて、社会福祉事業、共
同施設、そういう方面に十分な配分が
できるよう考慮してもらいたい、そう
いう措置を早急にとつてもらいたい。
今の話では、一般に知らさなくて、出
てきたものだけを協議するのだ。五人
か六人で出してきたものだけを協議す
るなら、そこへいくことはきまつてお

る。そういうことのないように願ひた
いと思ひます。
それからこの特別益金は一応施行者
の地方団体の経理に入る、それから割
当によつて吸い上げていく、そうする
ならば地方財政法の四条の四ですか、
割当の寄付金等の禁止条項に違反する
のではないかと疑いを持ちます
が、この特別競輪益金が競輪場から
上つてきてから分配に至る経過、どう
いうようにして上るか、私の知つてい
る限りにおいては一応地方自治団体の
競輪益金は地方財政に入る。それから
割当によつて、お前のところは幾ら、
お前のところは幾らで吸い上げる、そ
うするならば地方財政法四条三の割当
的寄付禁止の条項違反である。少くも
も疑いが残るかと考へるがどうでし
よ。従つてこの特別益金の分配その他
については、今後十分なる配慮をして
いたしたいと思います。今後とも私はこれを監
視する、こういうことを申し上げてお
きます。まだたくさん用意しておるの
ですが、時間がないのでと意うことで
すし、あとで実は決議の提出もいたし
たいと考へておるので、もうあと一、
二点簡単に関係者にお伺ひして、き
ょうの質問をおきますが、これをもち
て競輪関係のこういう不明朗なるもの
を正しくしよ、こういうことについて
もう終つたと考へられては困るので
す。今後とも時に触れ、機に依つて、
いつでも取り上げてやるということ
を、この際明らかにしておきます。

それから警察庁の方が見えていない
ようですから、ここで私が発言をし
て、あとで文書でよいから答弁をもら
いませう。そうして委員長から読み
上げて議事録に残してもらいたい。私は

競輪場内警備費の問題について質問を
開始したわけですが、警備費がボスに
出ておつて、それが暴力の組織温存の
資金となつておる、こういう点から始
めたのですが、警察にも同じように金
が出ておる。大体一日に四百円で
すが、その金ももちろん警官個人には入
らない、それはその所在地の署長が
受け取りを出して、県の本部の会計に
入つておるらしい。そうしてその日に
出動した警官に対しては、普通の巡査
程度で、出勤手当とか何となく、こ
ういふことだらうと思つて、一日百二、三
十円の手当が出ておる、こういうこと
を聞いておる。従つてこういう金を受
け取る根拠、これは消防の方も見えて
おりますので、消防の方にお伺ひしま
すが、消防にも二回開催ごとに十
か、十五万とかの金が出ておる。これ
はどういう根拠で受け取るのか。言
うならば、金を出せば警察なり、消防
なり、金を出せるというよりなことで
あるならば、個人が金を出したならば
警官はその番に行くのか、昔の諸願
巡査の存在が許されるのかというより
な問題にもなるんですが、警察の方は
見えていないので、そういう点につ
いてはあとで一つ明らかにしていただ
きます。やはり競輪ごとに、先ほど
言つたように、十万円、十五万円の金
が出ておる。こういうのはどうい
うに使われるのか。もちろん非番の人
あたりで出ていくから、手当等も出す
べきであらうし、また出さなければな
らないかと思ひます。しかし消防署あ
たりがこれを受け取るのは一統経理の
処理上どういふようになるのか、こ

いう点についてちょっと疑問を持つん
ですが、消防本部長はどうでしょう。
○鈴木説明員 競輪場の火災その他の
災害、それから群衆の集まつた場所
から、その人命損傷のための警備と
いうよりなことは、消防の任務にも
なつておると思います。その点から警備
に當つておると思ひますが、今お話の
ありましたような金をもらつておると
いうような話は聞いたことがございま
せんので、なお十分調査いたしてみ
たいと思ひます。

○田中(武)委員 話を聞いたことがな
いと言われると、事実出ておりますか
ら間違いないが、だいたい怠慢になり
ます。だから、どういふように処置す
るか、あるいは消防、警察がどういふ金
を取るといふようなことがどういふよ
うな観点に立つて——法律的根拠とい
えは事柄が大きいのですが、そういうよ
うなことが許されるのか、そういうよ
うな疑問を持つておられます。なお通
産大臣がおられれば大臣、いなければ次
官、それから小出局長等にいろいろと
聞きたい点はまだたくさんあります。
これをもちつて競輪が明瞭であり、ガ
ラス張りであるなどは、とうてい納
得できません。こう考へてみますと、あ
まりにも機構が複雑である、こ
ういふことも考へられる。一体競輪の施行の
最終的な責任者はだれなんだ。だれが
責任を持つておるのか。従つてその競
輪施行の責任者が、場内警備について
も責任を負うべきだと思つて、一
体だれが責任者なんだ。施行の県とか市と
かであるのか、施行者であるのか、そ
れともその委任を受けた自転車振興会
であるのか。自転車競技法によると、

競輪場内警備費の問題について質問を
開始したわけですが、警備費がボスに
出ておつて、それが暴力の組織温存の
資金となつておる、こういう点から始
めたのですが、警察にも同じように金
が出ておる。大体一日に四百円で
すが、その金ももちろん警官個人には入
らない、それはその所在地の署長が
受け取りを出して、県の本部の会計に
入つておるらしい。そうしてその日に
出動した警官に対しては、普通の巡査
程度で、出勤手当とか何となく、こ
ういふことだらうと思つて、一日百二、三
十円の手当が出ておる、こういうこと
を聞いておる。従つてこういう金を受
け取る根拠、これは消防の方も見えて
おりますので、消防の方にお伺ひしま
すが、消防にも二回開催ごとに十
か、十五万とかの金が出ておる。これ
はどういう根拠で受け取るのか。言
うならば、金を出せば警察なり、消防
なり、金を出せるというよりなことで
あるならば、個人が金を出したならば
警官はその番に行くのか、昔の諸願
巡査の存在が許されるのかというより
な問題にもなるんですが、警察の方は
見えていないので、そういう点につ
いてはあとで一つ明らかにしていただ
きます。やはり競輪ごとに、先ほど
言つたように、十万円、十五万円の金
が出ておる。こういうのはどうい
うに使われるのか。もちろん非番の人
あたりで出ていくから、手当等も出す
べきであらうし、また出さなければな
らないかと思ひます。しかし消防署あ
たりがこれを受け取るのは一統経理の
処理上どういふようになるのか、こ

施行者が責任者のようにも書いてあるし、それからそれを振興会へ委任することができるとなっており、十一條には、自転車振興会は、競輪の実施のために云々、こういうことになっておる。どうも、どうも、ほんとうの責任であるのか、そういう点に疑問が出てくる。この前の当委員会における大阪府の自転車振興会長の増村氏の参考意見等を聞いておいても、私から警察を依頼するわけではない、それは施行者がやるべきものだ、こういうようなことも言っておる。一体最終的責任はどことが負うのか、それを明らかにしてもらいたい。

○小出政府委員 競輪関係のいろいろな施行の内容によりまして、いろいろ問題があるかと思いますが、競輪を施行する権は都道府県が持つておるわけでありまして、その競輪の実施につきまして、施行者が振興会に委任をする、こういうような関係になっておるわけでありまして、その競輪を実施する組織は、通産省が出した一つの基準によりまして、それぞれが施行者、つまり各府県なり、自治体が条例を制定して、それで実施をする、こういうことになっておるわけです。従いまして、施行者の經理につきましては、通産省としてはその開催経費の分につきましてはのみ監督をしておる、こういうような関係になっております。各施行者それから各府県の自転車振興会、それから特殊法人としての日本自転車振興会、通産省とかいうふうな関係は、非常に複雑のように見えますけれども、それぞれの分野がございまして、国としましての監督上の責任は地方自転車振興会なり、あるいは日本自転車振興

会なり、それぞれにつきまして、法律に基きましての一般的な監督権限を持つておるわけでありまして、従いまして、その施行をいたします事項の内容に明らかにされておる、そういうこととだと存じます。

○田中(武)委員 法律上の話は今言われた通りです。しかし実際上になる、どうも、どうも、やっているの、こちらをつければこちら、あちらをつければあちらで、自転車振興会と施行者側とに開けば答弁が食い違っている。こういう点についても機構が複雑であるから、もつとはつきりする必要があると思ふ。

最後に、大臣に申し上げることを、かわつて次官に申し上げますから、十分お伝え願つて御考慮願ひたい。競輪が最初出発したときには二十競法によつてやるというふうなことであったと思ふが、この競輪のうま味といふものが広がっていくにつれて、現在六十何力所を数える競輪場ができておる。機構もだんだんと甘いものになりが集まることと人が集まることによつて複雑になってきておる。従つてそこに伏魔殿と言われるようなわかないものが出てくる。岸内閣の前身といふべき鳩山内閣が成立したときには、競輪、競馬等この種のものの再検討をし、明朗な方法でやると言つたが、その後何ら改革せられた点も見られない。その当時は日曜、祭日等を中心としてやるのだと言われたが、やはり今日火曜日から始まつておる。こういった開催日の点、やはり家族連れで自転車スポーツを楽しむというふうな

競輪ならともかくも、ばくちが前提となり、これを火曜日から始めることによつて、どれだけ勤め人、労働者の勤勞意欲を阻害しておるか、そういう点を考えた場合には、競輪場の場所を再検討する必要がある、その開催回数も再検討する必要がある、さらに開催日を検討し直す必要がある。さらにこれに直接関係を持つ人たちの失業、転業の問題が解決し、地方財政に及ぼす影響についての何らかの処置が考えられるならば、即時実施をやめるべき存在であるかと思ふ。私あとで決議案を出しますが、実は私の提案者としての気持は、競輪はすぐ廃止しよう、ただし地方財政あるいはその関係者の問題については検討を加えながら、すみやかに廃止しよう、そういうことが提出の私の目的であったが、遺憾ながら満場一致を得るために趣旨はぼやけておる。だがしかし、その中を流れるものは、そういうものであるということをおくみ取つていただいで、競輪の問題について再検討をやる、同時に、先ほど来私が申し上げておる競輪場の秩序維持の問題、並びに場内費支給に関する暴力的存在の者との縁切りの問題、あるいは益金の分配その他について、どれ一つ取り上げて満足なものはない。こういう観点に立つて十分な検討をやり直し、今後どういった疑惑の目で競輪等を見られないように御処置を願ひたい。これについて、大臣にかわつて次官の御決意のほどをお伺ひしたい。

○大島政府委員 先ほど来田中委員の御指摘に対しましては、非常に尊敬いたすべき御発言であつたと思つております。ただその内容につきまして多少の疑義があると思つておりますが、それはやがてまたいろいろな角度から研究いたしまして、御指摘のような問題がありますならば、通産省の立場からいたしまして、十分これに対しましては研究いたしまして、御指摘の趣旨に沿うように十分の決意をする覚悟を持つておる次第であります。ただいまの競輪の施行に対する問題につきましては、御承知のようになかなか地方財政にも大きく影響をいたす問題であることは、ただいま田中委員の仰せられた通りであります。だからといって、無制限にいかげんにやつてよろしいかどうかという問題に対しましては十分疑義があると存じます。つきましては、ただいま私がどうするといふようなことは、これは大臣でございませんで申し上げかねますが、御趣旨は十分尊重いたしまして、御趣旨に沿うように努力いたすことをお約束申し上げておきます。

○田中(武)委員 それではこれで一応質問を終ります。だがしかし、今後の実施の状況、通産省の監督の状況等については、十分当委員会においても関心を持つていただき、同時に私も十分関心を持つて見守つていく、必要に応じてまたこの問題を取り上げていく、こういうことを留保いたします。

○長谷川委員 以上で本件につきましては質疑は一応終了をいたしましたわけでありまして、

本件に関し決議をすべきであるとの御要望がありますので、お諮りをいたします。お手元に配付してあります文案は、自由民主党及び日本社会党の共同提案にかかるとあります。一応

田中武夫君に朗読をお願いいたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 委員長の命により、自民党各委員の御了解を得まして決議の文案を朗読させていただきます。

競輪等の施行に伴う弊害の排除に關する件

政府は重要政策の一つとして暴力追放を掲げているにも拘らず、過般競輪施行に關し、場内整理費の支出について、好ましからぬ事態の発生したことはまことに遺憾に堪えないところである。

政府は、これを契機として、全国的に競輪等の施行に關し、過去の悪弊を一切せん除して健全化の方向に進ませるため、左記事項につき、厳正な指導監督を行つべきである。

記

一、競輪等の經理、特に支出経費の適正明確化について、常に厳重な監督を行つこと。

一、場内外の自衛警備員の雇入にあつては、ボスの勢力の介入を排除するとともに、自衛警備については一定の基準を作成し、これに準拠するよう指導すること。

一、場内の秩序維持に關し、通産省及び警察庁等から発せられた各通標の趣旨を更に徹底せしめること。

一、競輪等の社会に及ぼす悪影響に鑑み、この種競技の在り方については速かに検討を加へること。

右決議す。

以上であります。

○長谷川委員 以上の通り決議し、議長に報告の上、関係方面に参考送付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、
そのように決めます。

次会は公報をもって御通知すること
とし、本日は、これにて散会をいたし
ます。

午後零時二十四分散会

昭和三十三年十月四日印刷

昭和三十三年十月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局